

石川県公報

平成 27 年 12 月 24 日 (木曜日)

号 外

(第 88 号)

目 次

規 則 ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1	○職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (労働企画課) 7
--	---

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「殿」を「様」に

8 休業 補償 金額 の計 算	全部休業日数のみ の場合	(補償基礎額) (請求日数) $\times \times \frac{60}{100} =$	円
	一部休業日数のあ る場合	(補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に 支払われた給与そ 他の収入の総額) $(\times -) \times \frac{60}{100} =$	円
9 休業補償請求金額			円

を

8 休 業 補 償	全部休業した日に ついての計算	(補償基礎額) (請求日数) $\times \times \frac{60}{100} =$	円
	一部休業した日に ついての計算	(補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に 支払われた給与そ 他の収入の総額) $(\times -) \times \frac{60}{100} =$	円
	休業補償請求金額		円
9 厚生年金保険法等の 適用関係		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。	

に定める 回

様式注覧事項中の「条例」と「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」とい

う。)に「この規則」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」と改め、同様式中注意事項1を削り、注意事項4を注意事項1とし、注意事項3を注意事項4とし、注意事項2の次に次のように加える。

- 3 「9 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記様式第六号中「殿」を「様」と改め、同様式注意事項4を次のように改める。

- 4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記様式第六号中「殿」を「様」と、「厚生年金保険等」を「厚生年金保険法等」と改め、同様式注意事項2を次のように改める。

- 2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であつた。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記様式第十六号(別紙)注意事項1中「よつて」の次に「傷病補償年金、」を加へる。

別記様式第十六号の11中「殿」を「様」と、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」と改める。

別記様式第十七号中「殿」を「様」と、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」と改め、同様式中注意事項3を注意事項4とし、注意事項2の次に次のように加へる。

- 3 「5 日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。またこの間に、所属団体を退職した場合は、その年月日理由等を記入すること。

別記様式第十八号中「殿」を「様」と、「痲疾」を「障害」と、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」と改める。

別記様式第二十一号(表面)中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」と改め、同様式(別紙)記号事項8中「条例」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)」と、「規則」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)」と改める。

別記様式第二十一号を次のように改める。

別記様式第22号 (第26条関係)
(その1)

傷 病 補 償 年 金 記 録 簿

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号		受給権者の住所		
傷 病 等 級	第 級 (年 月 日決定)	傷病の名称、部位及びその状態			
	第 級 (年 月 日決定)	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間			
	第 級 (年 月 日決定)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
支給開始年月	年 月 日	支給開始年月	年 月 日	備考	
条例附則第5条 による調整関係	年金の種類 (障害等級第 級)	年金の年額 円 第 号	年金証書の 記 号 番 号	所轄年金事務所名等	傷病補償年金の年額 支給年月 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
	補基礎額	円	補基礎額	円	
	賞基礎額	円	賞基礎額	円	
	年金補償基礎額	円	年金補償基礎額	円	
	条例第8条の2による年金額	円	条例第8条の2による年金額	円	
条例第10条による制限又は条例附則第5条による調整後の年金額	円	条例第10条による制限又は条例附則第5条による調整後の年金額	円		
振込先金融機関名	銀行		支店	備考	
口座番号					

(その2)

障 害 補 償 年 金 記 録 簿

受給権者の氏名	年金証書の番号 第 号		受給権者の住所	
	第 級 (年 月 日決定)		障害の部位及びその程度	
障害等級	第 級 (年 月 日決定)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	第 級 (年 月 日決定)		故意の犯罪行為等 による制限の有無 及び制限期間	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
支給開始年月	年金の種類 (障害等級第 級)	年金の年額 円	支給開始年月	所轄年金事務所名等
	年金証書の 記号番号 第 号	円	年 月	備 考
支給年月 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年金の種別	年金の年額	支給年月	所轄年金事務所名等
	補償基礎額	円	年 月 日	備 考
	補償基礎額	円	年 月 日	条第9条 による年金 額
	補償基礎額	円	年 月 日	条第10条による制限 又は条例附則第5条に よる調整後の年金額
	補償基礎額	円	年 月 日	条第9条 による年金 額
障害補償年金の年額		円	支給年月	所轄年金事務所名等
障害補償年金の年額		円	年 月 日	条第10条による制限 又は条例附則第5条に よる調整後の年金額
障害補償年金の年額		円	年 月 日	条第9条 による年金 額
障害補償年金の年額		円	年 月 日	条第10条による制限 又は条例附則第5条に よる調整後の年金額
振込先金融機関名		銀行	支給年月	所轄年金事務所名等
口座番号		支店	年 月 日	備 考

(その3)

遺 族 補 償 年 金 記 録 簿

死亡職員の氏名・生年月日		年 月 日 生		支給開始年月日		年 月 日		備 考	
氏 名	生年月日	住 所	死亡職員との続柄	受給資格を生じた年月日	その事由	年金証書の番号	年 月 日		
遺族補償年金受給資格者				年 月 日		第 号			
				・ 年 月 日		第 号			
				・ 年 月 日		第 号			
				・ 年 月 日		第 号			
				・ 年 月 日		第 号			
				・ 年 月 日		第 号			
年金の種類	年金の年額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所名等					備 考
条則第5条による調整関係	円	第 号	年 月						
	円	第 号	年 月						
支給年月	補償基礎額	乗ずべき数	年金基礎額	遺族補償年金の年額	支給年月	乗ずべき数	年金基礎額	条則第12条による年金額	条則第5条による調整後の年金額
年 月 月 月 年	円		円	円	年 月 月 月 年		円	円	円
年 月 月 月 年					年 月 月 月 年				
年 月 月 月 年					年 月 月 月 年				
年 月 月 月 年					年 月 月 月 年				
年 月 月 月 年					年 月 月 月 年				
振込先金融機関名	銀行		支店		備 考				
口座番号									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及びいしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

- 一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第五十九号)

第二条の五第二号

- 一 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)第五十二条第二項第四号

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

(石川県障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第三条 石川県障害者職業能力開発校規則(昭和四十五年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

